

市内の飲食店や宿泊施設は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組んでいます！

釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金について
 問合せ 市役所産業推進室 (☎31-4550)

市では、市内の飲食店、宿泊施設が取り組む、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を支援しています。
 また、この補助金を活用し、飛沫感染防止対策に取り組んでいる市内の飲食店や宿泊施設に下記のステッカーを配布しています。

このステッカーが目印です。



各飲食店の取り組み



補助金申請はもうお済みですか？ 申請期限は10月31日(土)までです。

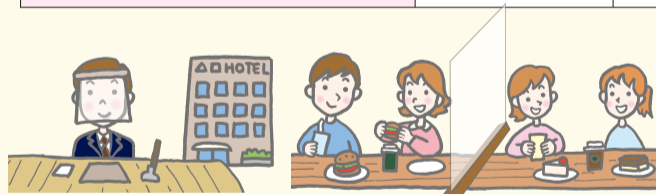
まだ、補助金申請をされていない事業者の方は、期限内に申請を済ませてください。

対象経費は以下の通りです。4月1日から購入したものが対象となります。

対象経費	内容	備考
①飛沫対策費用	飛沫対策のためのアクリル板やビニールシート等の購入	
②フェイスシールド等購入費用	従業員の飛沫感染防止対策用品(使い捨て製品は除く)の購入	・①と併せて実施する場合のみ対象 ・②③の合計が①の金額を超えるときは、①の金額分までが対象経費
③非接触型体温計等購入費用	健康状態を把握するための非接触型体温計等の購入	

- 申請に必要な書類
- ①交付申請書
 - ②経費の証拠書類の写し
 - ③写真
 - ④営業していることが分かる書類
 - ⑤営業許可証の写し

区分	補助率	補助上限額
飲食店	9/10以内	20万円 (2店舗以上の場合40万円)
宿泊施設A (宴会場等あり)		60万円
宿泊施設B (宴会場等なし)		40万円



申請・問合せ先

【飲食店】市役所産業推進室 (☎085-8505黒金町7-5☎31-4550)
 【宿泊施設】市役所観光振興室 (☎085-8505黒金町7-5☎31-4549)
 市阿寒観光振興課 (☎085-0467阿寒町阿寒湖温泉2-6-20☎67-2505)

釧路市エール商品券についてのお知らせ

問合せ 釧路市プレミアム付商品券実行委員会 (釧路商工会議所内☎41-4141・4143)

物販等専用商品券の再販売について (予約購入申し込みは9月25日(金)消印有効)

引換券発送は10月9日(金)~13日(火)で、購入期間は10月15日(木)~23日(金)です。
 なお、使用期間は初回分と増刷分で異なりますのでご注意ください。

【使用期間】初回分 ~12月31日(木)
 増刷分 ~21(令和3)年2月28日(日)

また、釧路市プレミアム付商品券事業実行委員会では、飲食店専用商品券の再販売も検討しています。

近日中に新聞および釧路商工会議所ホームページにてお知らせします。

釧路市エール商品券は、右のポスターを設置している店舗で利用できます。釧路市エール商品券を使って、まちを元気にしましょう！使用期間を過ぎると、使用できなくなりますのでご注意ください。

